

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3階

電話 03(3356)4479

[URL] https://t-zeisei.jp

編集発行人 小倉 修

当機関紙は、東京税理士会会員の皆様にご送付しております。

# 東京税政連

## 主な内容

- 2面 論説、会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4~6面 合同セミナー パネルディスカッション要旨・抜粋
- 7面 私のスナップ、ぎょえん

# 改正税理士法が成立

## 急速な業務環境の変化に対応

税理士法改正を含む「新得税法等の一部を改正する法律案」が、3月22日の参議院本会議において可決・成立した。

今回の改正は平成26年以降の美に8年ぶりの大きな改正であるが、税理士の業務環境や納税環境のデジタル化という、税理士を取り巻く環境の急速な変化に的確に対応すると共に、多様な人材の確保、国民の税理士に対する信頼の向上を図ることを踏まえた改正内容となっている。

出、2月22日に衆議院本会議において承認・可決となり、3月22日に同院本

会議で承認・可決された。デジタル化社会への即応や税理士試験受験者数の減少への対応、そして税理士制度が納税者から「信頼される制度」として発展していくためにも、大きな意味を持つ今回の改正と言えよう。

## 合同セミナーを開催

### 竹谷とし子議員が基調講演



参議院本会議の様子(写真提供：大蔵財務協会)

本連盟は東京税理士会と共催で2月7日、合同セミナー(基調講演及びパネルディスカッション)を衆議院第一議員会館にて開催した。昨年1月に緊急事態宣言が発出されたため、中止となったことから2年ぶりの開催となった。

第一部の基調講演は、公明党の竹谷とし子参議院議員を講師に迎え「我が国における公会計の現状と課題ー財政の『見える化』への取り組み」をテーマに行われた。

この中で竹谷議員は、①国の財務書類について、②コスト情報の活用について(事業別フルコスト情報の開示)、③地方の財務書類について、の3項目について詳細な説明を行った。

続く第二部のパネルディスカッションでは、「令和4年度税制改正大綱を読む」をテーマに、熱心な議論が行われた。

今回はパネリストとして、自民税調幹事の上野賢一郎参議院議員と同じく税調幹事の小倉将信衆議院議員を招き、令和4年度税制



国会議員を交えてのパネルディスカッション

改正大綱の全体的な説明に続き、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税について、熱心な議論を戦わせた。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、マスクの着用・三密回避など感染症対策を施して開催した。

4面・6面に要旨・抜粋

## 立憲民主党との懇談会を開催

### インボイス制度導入の反対を要望

本連盟は1月24日、衆議院第一議員会館において立憲民主党との懇談会を開催した。

4回目的の懇談となる今回は、「令和4年度税制改正に関する要望」をテーマに、約30名の本連盟役員等が参加し行われた。

開会にあたり本連盟の名倉会長より、次のあいさつがあった。

「昨年(令和3年)は緊急事態宣言が発出されていた関係から、懇談会は開催せず個別の陳情

き、この場を借りて感謝申し上げたい。また、今年も税理士法改正が行われるので、ご協力を賜りたいと考えている。

これを受け、立憲民主党の東京都連台会顧問である海江田万里衆議院議員から次のあいさつがあった。

「東税政の税制改正要望が、第一にインボイス制度導入の反対であることは重々承知している。昨年、私や末松議員など財務省に対しインボイス制度に対する申し入れを行った

が、10月1日に登録申請が開始されてしまった。この制度の導入で懸念されることは、納税者が自身に關係する制度であること、を理解していないことであり、納税者が理解できるように対応するのが政治家であるに於いて、重要な事項であると考えている。

次に今回参加された同党の議員全員からのあいさつに続き意見交換を行い、盛況のうちに閉会となった。

なお、出席した国会議員は、次のとおり。

【衆議院】  
海江田万里(1区・比、松原仁(3区)落選、落選者(6区)大河原雅子(21区・比)【参議院】  
蓮舫(東京)、小川敏夫(東京)、堀村あやか(東京)、石川大我(比例)(順不同・敬称略)

## 重要な改正要望事項

1. 消費税の税率を単一税率とし、低所得者の逆進性対策を講ずること。
2. 適格請求書等保存方式の導入に反対する。
3. 役員給与税制を抜本的に見直すこと。
4. 災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設するとともに、所得控除の最後に適用したうえで、翌年以降10年間の繰越控除を認めること。

## 税制改正の意見書議決

東京税理士会は、3月17日開催の理事会において、「令和5年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を議決した。この中で、左記の4項目が重要な改正要望事項として挙げられている。

なお、本連盟では現在、政策委員会においてこの意見書に基づき、次年度の二税制改正に関する要望を鋭意検討中である。



21世紀の理不尽の連鎖。

地震、台風などの自然災害による理不尽。津波、水害、土砂崩れによる二次災害の理不尽。ウイルス、癌などの健康被害の理不尽。火事、交通事故、労働災害などの理不尽。悪漢、某若無人な輩からの一方的攻撃による理不尽。思想、信条、宗教の押し付けによる理不尽。専制政治により自由を奪われる理不尽。身体的拘束、強制労働による理不尽。思想強制、洗脳教育による理不尽。冤罪、理由のない思い込みによる捜査、強制調査の理不尽。数え上げればきりがないが、一番あってほしくない理不尽は、戦争により平穏な日々が奪われ、命が奪われること。理不尽な事象による被害は、避けることができるものとして避けられないものがあります。人は、その英知と発展する科学技術等により、その理不尽の種を除いてきました。しかし、人はその営みにより理不尽の種を作ってしまうことが多々あります。また、人生の理不尽は、病気、事故、けが、貧困、破産、老い、痴呆、家族の不幸等々、きりがありません。しかしその大半は、自分が種をまいたものかもしれません。私たち税理士は、少しでもその理不尽の種を、人々から除くことがその職務なのかもしれません。

# 税制改正の実現に向けて

会長あいさつ 名倉 明彦



風薫る5月を迎え、会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、ご承知のとおり、現在、第208回通常国会の会期中ですが、去る、2月4日の財務金融委員会では、立憲民主党の末松義規議員が災害損失控除の創設

おいて議員による質問が行われることが、将来的には本連盟の要望事項の実現に繋がるものと確信しております。

また、3月30日に立憲民主党は「インボイス制度廃止法案」を衆議院に提出しました。末松義規議員は、給付付き税額控除を導入すればインボイス制度は不要と述べており、この法案提出は、本連盟の同僚に対する重ねての要望における成果と自負しております。

本連盟では、引き続き陳情や懇談会を通じて国会議員に對し要望をしっかりと訴えていく所存です。

さて、多忙な確定申告期も終わり、本連盟も次の令和5年度税制改正に向けて

本格的に始動します。今年は通常8月に実施してまいります。陳情に先立ち、この5月に財務・経産・内閣府に關係する議員に對し、インボイス制度の廃止や災害損失控除の創設などの陳情を予定しております。

これは、税制改正の審議の過程において、我々の要望が取り入れられることを目指すうえで、早めに陳情を実施し、各党の政策との本音を国会議員より受け、本年から実施するものです。

さらに、昨年同様8月に大規模な陳情を行うと共に、各党との懇談会の実施やヒアリングへの参加などを通じて、要望の訴えを重ねていきたいと考えております。

次は令和5年度税制改正大綱は、4年度のそれと比較して大幅な改正が期待されることとあります。この機会を逃すことなく、運動していき所存です。

本連盟は3月23日、東京税理士会と共催で「中小企業関係団体との懇談会」を実施し、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。

第一部では、先づ目録調査研究部長から、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。

第一部では、先づ目録調査研究部長から、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。

第一部では、先づ目録調査研究部長から、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。

## 論説

私は、来月74歳の誕生日を迎えます。税理士事務所を開設して45年になります。

開業後、はたしてやっていけるだろうかと思案した時期もありましたが、多くの方々と縁を作ることができ、人生を築くことができました。

このように45年もの長きにわたる税理士事務所を営むことができた大きな要因は、税理士法という法律の下に保護されていたからこそでありました。

今回の税理士法改正は

今回の税理士法改正は

## 今回の税理士法改正に思う

概ね8年ぶりの大きな改正であり、令和3年12月24日に閣議決定され、令和4年度税制改正大綱に記載されました。

今回の税理士法改正では、納税環境整備として税理士業務の電子化に関する規定を加えると共に、納税義務者の利便の向上及び税理士業務の改善を進めようとする旨の規定を設けることとなります。

私が今まで経験した税理士業務の変化の中で記憶にある大きなものとしては、税理士報酬規定の撤廃、申告業務の電子化

今回の税理士法改正は、概ね8年ぶりの大きな改正であり、令和3年12月24日に閣議決定され、令和4年度税制改正大綱に記載されました。

今回の税理士法改正では、納税環境整備として税理士業務の電子化に関する規定を加えると共に、納税義務者の利便の向上及び税理士業務の改善を進めようとする旨の規定を設けることとなります。

私が今まで経験した税理士業務の変化の中で記憶にある大きなものとしては、税理士報酬規定の撤廃、申告業務の電子化

今回の税理士法改正は、概ね8年ぶりの大きな改正であり、令和3年12月24日に閣議決定され、令和4年度税制改正大綱に記載されました。

今回の税理士法改正では、納税環境整備として税理士業務の電子化に関する規定を加えると共に、納税義務者の利便の向上及び税理士業務の改善を進めようとする旨の規定を設けることとなります。

私が今まで経験した税理士業務の変化の中で記憶にある大きなものとしては、税理士報酬規定の撤廃、申告業務の電子化

今回の税理士法改正は、概ね8年ぶりの大きな改正であり、令和3年12月24日に閣議決定され、令和4年度税制改正大綱に記載されました。

今回の税理士法改正では、納税環境整備として税理士業務の電子化に関する規定を加えると共に、納税義務者の利便の向上及び税理士業務の改善を進めようとする旨の規定を設けることとなります。

私が今まで経験した税理士業務の変化の中で記憶にある大きなものとしては、税理士報酬規定の撤廃、申告業務の電子化

今回の税理士法改正は、概ね8年ぶりの大きな改正であり、令和3年12月24日に閣議決定され、令和4年度税制改正大綱に記載されました。

今回の税理士法改正では、納税環境整備として税理士業務の電子化に関する規定を加えると共に、納税義務者の利便の向上及び税理士業務の改善を進めようとする旨の規定を設けることとなります。

私が今まで経験した税理士業務の変化の中で記憶にある大きなものとしては、税理士報酬規定の撤廃、申告業務の電子化

今回の税理士法改正は、概ね8年ぶりの大きな改正であり、令和3年12月24日に閣議決定され、令和4年度税制改正大綱に記載されました。

今回の税理士法改正では、納税環境整備として税理士業務の電子化に関する規定を加えると共に、納税義務者の利便の向上及び税理士業務の改善を進めようとする旨の規定を設けることとなります。

## 税制改正要望を意見交換

中小企業関係団体との懇談会

本連盟は3月23日、東京税理士会と共催で「中小企業関係団体との懇談会」を実施し、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。

第一部では、先づ目録調査研究部長から、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。

第一部では、先づ目録調査研究部長から、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。

第一部では、先づ目録調査研究部長から、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。

第一部では、先づ目録調査研究部長から、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。

第一部では、先づ目録調査研究部長から、東京税理士会、東京商工会議所、東京商工工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)の各団体の皆様にご参加いただきました。



2月7日 小倉将信議員



2月2日 松原仁議員

## 税務支援視察

日付	視察議員	政党	選挙区	会場
2月2日	松原 仁	立憲民主党	東京3区	品川区立中小企業センター
2月2日	松原 仁	同	同	大田区榎町集会所
2月7日	小倉 将信	自由民主党	東京23区	町田市南市民センター

(敬称略)

2月7日 小倉将信議員

2月2日 松原仁議員

## 税理士職業賠償責任保険 契約更新のお知らせ

今年は制度改定があります。「契約更新手続きのご案内」をご覧ください。

口座振替ご利用の皆様へ 4月上旬に郵送しました

内容変更または保険終了される方は同封の「変更依頼書」をご返送ください

【口座振替日は 6月27日(月)です】

郵便振替ご利用の皆様へ 5月中旬に郵送しました

【保険料払込期限は 6月30日(木)です】

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 電話0120-320-912 FAX 03-5435-0907

せいばいほけん 税務 保険

www.zeirishi-hoken.co.jp



# 「自然災害等における所得税損失控除について」

「当面の問題」シリーズ 140

1はじめに

令和4年3月17日、東京税理士会理事会にて「令和5年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」が議決された。

その中で重要な改正要望事項のひとつとして「災害により生じた損失について、新たに災害損失控除を創設するとともに、所得控除の最後に適用すること。さらに翌年以降10年間の繰越控除を認めること」が挙げられている。本稿では、この改正要望について取り上げる。

2改正要望

我が国は、地震大国であるといことは周知のとおりである。阪神・淡路大震災、東日本大震災で多くの被災者を出したことは記憶に新しいがそれだけではない。令和元年10月に発生した台風19号は、東北から関東の広域にわたり多くの被害をもたらした。

このように、地震だけではなく水害による被害も多数発生している。多くの災害復興の対応については、首相官邸をはじめ、内閣府、総務省などが様々な対応を行っている。財務省は、東日本大震災のような大きな災害について

は、税制においてさまざまな資産の要件にあてはまる資産について損害を受けた場合等には、保険などの補填を除き、一定金額の所得控除が受けるとされてい

**重要な改正要望事項 4**

**災害損失控除の創設、所得控除順序の見直し及び10年間の繰越**

災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設するとともに、所得控除の最後に適用すること。さらに翌年以降10年間の繰越控除を認めること。

改正案	現行	改正案
<b>災害損失控除</b> 災害損失 医療費控除 社会保険料控除 配偶者控除 扶養控除 基礎控除	<b>現行の所得控除</b> 基礎控除 配偶者控除 扶養控除 災害損失控除 雑損控除	<b>改正案</b> 災害損失控除 基礎控除 配偶者控除 扶養控除 雑損控除 所得金額又は退職所得金額等

**③ 繰越期間の延長**

改正案: 翌年以降10年間の繰越可  
 現行: 翌年以降3年間の繰越可

総所得金額又は退職所得金額等

**意見内容**

近年多発する地震・台風等の自然災害の被害については、損失額が多額になること、激甚災害の場合は被災地域の経済基盤回復までに相当の期間を要することなどから、できるだけ損失額を控除することで少しでも多くの救済に資するべきである。

【出典】令和5年度税制及び税務行政の改正に関する意見書より(東京税理士会)

業用固定資産等または生活に通常必要でない資産のいずれにも該当しない資産であることとされている。災害損失控除は、災害により受けた住宅や家財の損害金額がその時価の2分の1以上で、且つ災害にあってその年の所得金額の合計額が1000万円以下の場合において、その災害による損失額について雑損控除の適用を受けられない場合は、災害損失控除によりその年の所得が軽減されるか又は免除される。

この様に住宅と家財が対象となり保険などの補填分を除き損害額が2分の1以上という限定的な対象となる。通常の災害においてはほとんどの場合が雑損控除を用いることになると考えられ、そのため、現行雑損控除の対象を自然災害等と盗難等と切り離し、それぞれ直接対応する、簡素な税制の創設を議論する必要があると考える。

3 意見理由  
果たして、現行の雑損控除において被災者の救済は十分であるのか。東京税理士会の意見及び理由は、次のとおりである。「災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合、雑損控除として損失金額から一定額を控除した上で、他の所得控除に優先して控除することとされてお

り、控除されなかった金額については翌年以降3年間で繰越控除することとされている。しかし、近年多発する地震・台風等の自然災害の被害については、損失額が多額になること、激甚災害の場合は被災地域の経済基盤回復までに相当の期間を要すること、などから災害に關しては現行の雑損控除の救済では不十分である。そこで、損失額を最大限に控除できるようにするため、雑損控除から災害による損失を切り離して災害損失控除を創設するとともに、所得控除の際には、災害損失控除以外の他の所得控除を順次適用し、最後に災害損失控除を適用すること。また、控除しきれない場合の繰越控除期間は10年間とし、事業用資産や業務用建物に係る災害損失についても、災害損失の対象となることとする。

意見書の改正案としては災害損失を控除する場合、現行の基礎的な控除を適用し、その後、災害損失控除を適用すべきであると考えられる。現行の損失控除の繰越期間は3年間であるが、これについては近年多発する災害において、損失額が多額となっていることや、経済復興に時間がかかっている現状を考えると、本当に3年間の繰越期間で損失額を補填できるか疑問が残る。そのため、他の税務の損失控除期間を基に10年間は必要期間であると考えられる。

6 終わりに  
近年自然災害が頻発している。本稿を執筆中の3月16日には福島県沖マグニチュード7.3、震度6強、続く3月18日には、岩手県沖マグニチュード5.5、震度5強が観測され、報道で少ないが多くの被害が出ていると推測される。このように、自然災害が増えている現在、雑損控除として災害を盗難、横領などと括りにする制度は疑問である。

現在、南海トラフ地震、首都直下地震、つい最近では富士山噴火時の溶岩流に於ける「富士山噴火予想地図」の改訂版が発表になり、災害に関する予測がかなり詳細に行われている。そして、東京においては、東京23区ハザードマップ等様々な災害に対する予測及び、その備えに対する研究等が進む中、税制面についても自然災害に特化した対策の備えが必要不可欠であると思われる。そのため、税制に関する意見として要望するに値すると考える。(政策副委員長・新木昭治)

**ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!**

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、「使いやすい」に高い評価をいただいています。

※ソフト保守料・電話サポート込

※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

6品目以上導入 ▶ 6%OFF

8品目以上導入 ▶ 8%OFF

10品目以上導入 ▶ 10%OFF

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

# 東京税理士政治連盟 合同セミナー(要旨・抜粋)

令和4年2月7日に開催した、東京税理士会と本連盟共催の合同セミナーから、パネルディスカッションを一部抜粋のうえ要約して掲載します。

## パネルディスカッション

### 「令和4年度 税制改正大綱を読む」

- パネリスト
- ◇上野賢一郎衆議院議員(自由民主党税制調査会幹事)
- ◇小倉将信衆議院議員(自由民主党税制調査会幹事)
- ◇矢ノ目忠調査研究部長(東京税理士会)
- ◇菅原祥元副会長(東京税理士政治連盟)
- ◇コーディネーター
- ◇森下清隆政策委員長(東京税理士政治連盟)

#### ■今回の大綱作成に携わって

冒頭、矢ノ目部長から、今回の税制改正大綱の概要説明があり、討議に入った。森下コーディネーターは、自民党税調の幹事として、この大綱の作成に携わってこられた上野議員、小倉議員から、全体的なところからお話をお聞かせください。

上野議員 岸田内閣になりまして初の税制改正ということで、先ほど来ご指摘のあるように成長と分配の好循環、まさにこれが岸田政権の一つの大きなテーマでありますので、それに向けて税制上でのポイントが、一つは大きな議論のポイントであったと思います。税金ながら賃金水準につ

いまして、非常に低い水準で、一人当たりの賃金では韓国を下回っているという状況でありますので、そのような状況はやはり改善していかなければなりません。もちろん税制だけでできるものではないのですが、やはり税としてもしっかり後押ししていくことを特に念頭に置きながら、今回の税制改正を取りまとめました。

森下 続きまして小倉議員いかがでしょうか。

小倉議員 昨年来さまざまなコロナ禍に対応する税制改正を行っていただけですが、その延長でコロナ禍の現状と、それに対して事業者あるいは個人を支える税制がいかにあるべきかという観点で、税制改正の議論の中心になったものと思

らず税理士法についても既に方向性が決まっていたのではないかと、陳情しても遅いのではないかと考えてしまいました。我々は今後どの時期に陳情すべきなのかアドバイスをいただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

#### ■個人所得課税について

上野 要望を税制改正のプロセスに乗せるために、は、各省からの要望に乗せていかないと議論されませ

森下 それは個人所得 株式に係る配当所得の課税ですが、住宅ローン控 関係、金融所得課税強化の除の見直し、耐震改修工事、始まりなどがポイントでは改修関係工事、それと上場 ないかと感じますが、矢ノ



討議するパネリスト

ん。各省の中で取りまとめるのは、遅くとも8月の下旬なので、そこから考えると、やはりこの段階から既に動き出していたらというのがベストではないかと思

目部長からご意見を願っています。

矢ノ目部長 住宅ローン控除の見直しですが、1%より安い金利の借入れの方が実際は多いとの指摘があり、今回は0.7%の引下げとなり、小幅な動きだったと感じています。

逆にカーボンニュートラルの関係から、新たな基準が入って、建物、建築に対する基準で控除を増やすなどが特徴かと思えます。

また、住宅取得等資金の贈与税の非課税措置については、2年の延長が決められているのが挙げられます。

森下 上野議員、個人所得課税の論点でお願いします。

上野 住宅ローン控除は、会計検査院からの指摘もあり控除率を下げています。一方で、カーボンニュートラルの観点から、菅政権で非常に高いCO<sub>2</sub>削減の目標を設定しました。これは住宅部門についても当然適用されます。そこでどれだけ削減できるかが非常に大事になるわけで、これに関して、優良な住宅あるいは設置基準に合うような住宅については、現行の税額控除額を維持あるいは増額をしているという状況です。

また、金融所得課税に関する議論は、デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化についてですが、これはデリバティブ取引に関する金融所得課税、損益通算を求めていたわけですが、先送りされました。ただ大事なことは、金融所得課税のあり方を総合的に検討していくなかでと書かれていたのですが、これは深読みしていただき、財務省は金融所得課税の見直しに本格的に着手をするという理解をいただいたと結構だと思

岸田政権が発足した当初、金融所得課税を引き上げるみたいなメッセージを出しました。必ずしもそれが原因ではないと思うのですが、そのようなことがあったので、金融所得課税に関しては注視をしていただく必要があると思

財務省は1億円の壁という言い方をしていますが、1億円を超えると実効税率が下がるという資料を自ら作成して各地に配っていました。1億円で高額所得者を優遇しているというところが刷り込まれている状況であり、今後どのような形になるかは分かりませんが、いずれにしても金融所得課税については高額所得者については、課税を更に重打し出されていくのではないかと感じています。

また、金融所得課税について、全体的にこの税率を約2割引き上げることが、現実的ではないと考えますので、やはり高額所得者への対応という議論は必要だと思います。ただ、そうなること、実は我が国では高額所得者はそれほど多くはいません。株式の譲渡だけで見ると、1億円以上の納税者というのは1万人もいないのではないかと考えられます。ですから一生懸命行ったところで大きな収収効果は無いので、格差是正や格差を次の世代に引き継がせないとの観点から、ある程度金融所得課税の見直しに踏み込まざるを得ないのではないかと感じています。

森下 小倉議員、いかがでしょうか。

小倉 住宅ローンについてはポイントが3つあります。1つは、高所得者ではなく中間層が控除漏れしにくいような仕組みに変更する点。

2つ目は、カーボンニュートラルを意識した認定住宅、ゼロエネルギーハウス、省エネ基準の3つの枠を設けたということ。カーボンニュートラルに向けて省エネ住宅の促進を明確に示した点。

3つ目は、中古住宅に関しても認定住宅等とそれ以外の一般住宅とに分けてカーボンニュートラルに資する住宅をより優遇しているという点。これらが今回の住宅ローン控除の特徴だと思います。

また、金融所得課税につきまして、意識しているのは1億円の壁です。ただ1億円の壁は、ほとんど譲渡所得で租税負担率が下がっている人たちです。し

かし財務省からすると、譲渡所得はあまり頼りにしていません。彼らは基本的に利子所得や配当所得など、毎年税収が見込めるものは意識しますが、譲渡所得のように年によって振幅があるものについてはそれほど関心を持ちません。

その意味では、一般の人が譲渡所得で大きく相続負担率が下がっている人はむしろからんという懸念と、むしろその利子所得と配当所得で、将来金利が上がってきたときに税収を確実に高めたいと、財務省の同床異夢が若干このあたりに見られているのかと思います。

ただ、マーケットへの影響や海外の制度と比べても、ヨーロッパとアメリカでは全く異なりますから、日本にとって実務的にも実現可能な制度は何かということについては、さらに検討が必要だと思います。



2年ぶりの開催となった合同セミナー

が、この配当を増やすことにはけしからんという意見が税調の議論で出ました。従って企業の配当で社会流通

■資産課税について

森下 次に資産課税ですが、相続税・贈与税を一体的に捉えた課税について、どのようにお考えですか。矢ノ目 大綱には、相続

防止等の観点で踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討をする、と2年続けて同じ文言が入っています。精算課税制度と暦年課税制度という贈与の課税の仕方の問題と、それを相続にどう取り込むのがポイントです。これについては、現在、東京会の調査研究部で検討を進めています。

一体化を図るのであれば、すべて精算課税にすればよいのではないかとというのが本来の過激な意見ですが、元々100万円を基礎控除ということは浸透していますし、暦年課税と精算課税は並行して使われている状況です。一方、精算課税は全体の比率で見ると非常に少ないです。暦年課税がほとんどという状態で、あまり使われていないということなので、現在、調査研究部でまとめている方向性としては、相続税の開始前3年以内贈与のその期間です。これが3年間でいいのかが、もう少し延ばせないのかどうか、さらに精算課税についてはもう少し使い勝手をよくするという方向性、この2点を絞って、現在取りまとめています。

森下 上野議員、小倉議員、いかがでしょうか。上野 長年、大綱に記載されているとおり、資産の移転時期に中立的な税制を構築する方針は明記されていますが、具体的な制度設計になると、いろいろの影響を受ける方も多く、なかなか現実的には言い出せないと思っています。

ただ岸田政権になり、格差の問題は今後の政策の中心課題の一つになる可能性があるから、これについては税務当局にしてみれば追い風が吹いている状況かもしれませんが、詳細な制度設計については申し上げられませんが、今後、注視していくことが必要と考えています。

小倉 富裕層とそれ以外の方では、資産の移転の時期が違ってくる問題があります。富裕層は早い贈与が税負担率が低く、富裕層になればなるほど、前倒して資産を移転する。

一方で、富裕層でない方たちは、相続税の方が様々な控除があるので、資産の移転時期が後ろにずれまうという問題です。所得が多寡、資産の多寡によって資産の移転時期が政策的に歪められてしまうことに至められてしまうことを、是止すべきというのが財務省の問題意識だと思えます。

アメリカでは遺産税として、生まれてから相続をすまで全てまとめて贈与にして相続にしても、税率が同じになるように最終的に精算する方式を採っています。最も理想的で中立的な方式ですが、現在の日本の実務を考えた場合に、アメリカと同様の方式にすることは現実的ではありません。

■法人課税について

森下 次に法人課税ですが、賃上げやオープンインベションの促進、中小・零細事業者への支援などが採り上げられています。積極的な賃上げ等を促すための措置について、菅原副会長がお願いしています。

菅原 中小企業からすると、賃上げの原資は売上げになると思いますが、売上げ単価が上がっていかないとなかなか賃金が払えない、利益を享受することができません。税制改正との様に措置するのかが難しく、効果的な政策及び改正があればよいと思います。

小倉 賃上げ税制というのは違和感のある税制で、賃金を上げれば課税所得は減るといいます。さらにそこから減税するということですから、違和感のある税制だと思います。導入されて数年経過していますが、この税制のために賃金を上げる企業は、この数年

を、是止すべきというのが財務省の問題意識だと思えます。

アメリカでは遺産税として、生まれてから相続をすまで全てまとめて贈与にして相続にしても、税率が同じになるように最終的に精算する方式を採っています。最も理想的で中立的な方式ですが、現在の日本の実務を考えた場合に、アメリカと同様の方式にすることは現実的ではありません。



上野 賢一 氏



小倉 隆雄 氏



矢ノ目 忠臣 氏



菅原 隆平 氏



森下 清隆 氏

6面に続く

次の世代につなげていきたいもの それは、税理士どうしの助け合い

<p><b>税理士団体保障</b></p> <p>税理士も職員も個人単位で加入できる生命保障。 (災害割増特約付) (死亡・高度障害を保障)</p>	<p><b>おしどり保障</b></p> <p>税理士とその配偶者のみが加入できるご夫婦の生命保障。 (死亡・高度障害を保障)</p>	<p><b>団体介護保障</b></p> <p>税理士と配偶者、それぞれの親が加入できる介護保障。 (要介護2以上で給付)</p>	<p><b>個人年金</b></p> <p>税理士も職員も個人単位で加入できる年金積立。 (月々1万円から積立可能)</p>
--	---	---	--



モバイルサイトはこちら

5面から続く

間ほとんど無かったのではないかと思います。

その様な中で、当初は定例給与か総報酬ベースかという議論があり、定例給与の場合、一度引上げるとなかなかな下げられないので、将来にわたり効果はあるのではないかと議論がありました。しかし、やはり経済界からは、シヨブ型雇用など雇用形態も多様化しているため、必ずしも賃上げイコール定例給与ではないだろうという反発がありました。本当かと思いがちな議論をして、せめてポーンを含み総報酬で認める代わりに、マルチステークホルダー宣言してくださいというところで、やはり政策の手段は、予算と税、さらに見える化によるパブリックプレッシャーだと思えます。コーポレートガバナンスの改革は、まさに株主によるプレッシャーです。このように企業に見える化をさせることによって、パブリックプレッシャーを受けさせ、それによって企業の行動を変容させるというのも、政策の手段となり得ると思われま。

また、大綱に未来への投資に向けた経済界への期待、とありますが、正直もどかしさがあります。税だけでは賃上げは当然実現できないわけ、むしろ企業の経営者が、将来自社の商品やサービスの差別化につながるような投資を考えた、自社の製品やサービスの付加価値を高めることに

よって販売価格を上げ利益を確保し、人件費を削らなくとも高利益が上がるような税制にもつながっているな企業体質にすることが先物と思えます。

消費課税について

森下 ありがとうございます。続いて消費課税ですが、論点はやはり軽減税率、インボイスとなりませんが、菅原副会長お願いします。菅原 直球で伺います。毎年、インボイスについては切に要望しているのですが、先生方から何かございませんか。

上野 現在、私は税理士連の事務局長を務めておりますが、先般の総会で、多くの意見がありましたので、一度税理士連として問題点の整理をして、改善すべき点があれば改善し

名倉会長 閉会あいさつ

最後に本連盟の名倉明彦会長より、次のあいさつがあり、盛会のうちに閉会した。



パネリストをお務めいただいた議員の先生方、大変お忙しい中ありがとうございます。本来ならばもう少し長い時間で討議したのですが、生憎のコロナ

決ではないかと、その意味ではオープンインボイス税制にもつながっているものと思えます。

決ではないかと、その意味ではオープンインボイス税制にもつながっているものと思えます。菅原 直球で伺います。毎年、インボイスについては切に要望しているのですが、先生方から何かございませんか。上野 現在、私は税理士連の事務局長を務めておりますが、先般の総会で、多くの意見がありましたので、一度税理士連として問題点の整理をして、改善すべき点があれば改善し

税理士法改正について

森下 最後に納税環境整する要望もしております。菅原副会長、税理士法改正の説明をお願いします。菅原 今回は、約8年ぶりの大きな改正となりまして、主な改正内容は、ICT化とウイズコロナ時代への対応多様な人材の確保

最後に

森下 最後に全体を振り返って、上野議員、小倉議員から一言いただきたいと思えます。上野 税理士の方々は、中小企業や小規模事業者の声を聞く代表であり、非常に大切な存在であります。今後も機会がありましたら、皆さんと連携して対応していきたいと思っております。

ただ正直申し上げまして、ゼロに戻すことは難しいので、制度の枠内で改善を求めていくことがより現実的かと思えます。ただ正直申し上げまして、ゼロに戻すことは難しいので、制度の枠内で改善を求めていくことがより現実的かと思えます。菅原 直球で伺います。毎年、インボイスについては切に要望しているのですが、先生方から何かございませんか。上野 現在、私は税理士連の事務局長を務めておりますが、先般の総会で、多くの意見がありましたので、一度税理士連として問題点の整理をして、改善すべき点があれば改善し

また、準備状況ですが、東京商工会議所が実施したアンケートを見ると、インボイスにおける準備に関する質問では、実に約8割が全く行っていないとの回答でした。当局の資料では、皆さんによく理解いただきたと書いてありますが、少し疑問に感じます。今後インボイス導入間近の現場の声を我々は届けていきたいと考えていますので、是非、東京税理士会と東京税政連の要望実現に向けて、議員の先生方にはご尽力のほどお願いいたします。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2022 1口 5,000円
「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勧めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願いします。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限定させていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

日税グループ (税理士界一筋おかげさまで50周年)
株式会社 日税ビジネスサービス TEL.0120-155-551
株式会社 日税不動産情報センター TEL.03-3346-2220
株式会社 共栄会保険代行 TEL.0120-922-752
株式会社 日税サービス TEL.0120-312-112
株式会社 日税経営情報センター TEL.03-3345-0600
「税理士とその関与先のために」
この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

私のスナップ

中野 達夫 (蒲田)



のボタン操作を行います。数多あるボタンは全て和音。アコーディオンはこのコードを覚えることが必須なのです。レッスン開始のわずか15分で、この楽器はピアノとは全く別物であることに気が...

星空をめぐるアコーディオン

アコーディオンが奏でる「青い山脈」のどこか哀愁のある音色に憧れ、ピアノは少し弾けるからなにかかならして、コロナ禍の手習いで、レッスンを受けることにしました。...



ほのぼの喫茶室



税理士後援会の活動



R 4. 2. 14 すがわら一秀後援会 定期総会



R 4. 4. 20 大森地区・平将明後援会定期総会

- 税理士による白眞熟後援会総会 (R 4・2・2) ※書面決議
○税理士による片山さつき後援会定期大会 (R 4・2・15)
○税理士による山田美樹後援会定時総会 (R 4・3・25) ※ウェブ会議

東税政ホームページにアクセスしてください!

ホームページには本連盟の情報が満載です。是非アクセスして下さい。

東京税政連 検索



来年10月1日、1・95%の値下げ、3年後に2・85%の値下げ、さらに3年後は4・55%の値下げが必須。インボイス導入に伴い、何の非もない免税事業者に要求せざるを得ない値下げ幅である。...



このスケジュールと値下げ幅から逸脱して、インボイス制度導入を根拠に過大な値下げを強いると優越的地位の濫用と批判を受ける。...

確定申告が終わりひと段落というところではないでしょう。今回の申告時期にはお客さまからインボイス制度への対応について相談を受ける事があった。...

編集点描

クラインハインツによるウクライナ侵攻が始まり、その結果農作物やエネルギーが多大な影響を受け、わが国でも商品の値上げが起きている。...

Accounting business efficiency advertisement for ICSATOM II. Includes text '会計業務の効率化を実現' and contact information for Tokyo and Osaka branches.

東税協直営売店で利用できる

組合員・準会員特別優待券  
及び新規加入優待券の有効期限は  
(2021年発行分)

2022年6月30日(木)です!

期限切れにご注意ください!



優待券は、直営売店での書籍購入(ホームページ・FAX  
注文/会員研修会会場での出張販売等含む)のほか、  
《会則3時間》組合員等研修会・「東税協/日税フォー  
ラム」を会場で受講される際もご利用いただけます。

(※研修会の開催情報につきましてはホームページをご確認ください。)

※2022年発行の新規加入優待券の有効期限は2023年6月30日(金)です。

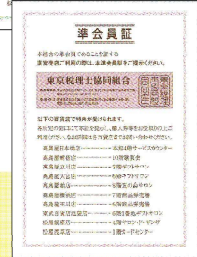
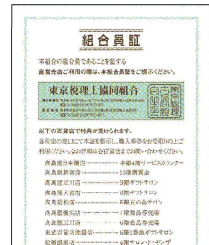


優待券は 東税協「直営売店」でもご利用頂けます

※一般書のご注文も承ります。(取り寄せに2~4週間前後お時間をいただきます)

組合員・準会員の皆様へ 3つの特典

1. 一部の商品を除き定価の10%割引
2. 1回のお買い上げ金額10%割引後5,000円以上は送料無料で  
優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料でとなります。
3. 代金後払いサービス  
優待券をご利用いただけます(有効期限内に必着かつ発送可能な商品に限ります)。  
ホームページ・FAXにてご注文ください。



直営売店をご利用の際は 組合員証・準会員証をご提示ください

直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、  
ご協力くださいますようお願いいたします。

<お申込み・お問い合わせ> 東京税理士協同組合直営売店 TEL.03-3354-6141(代) FAX.03-3354-6446

税理士業界一筋40年の実績と信頼  
不動産情報サービス

売却・購入 相続対策 不動産鑑定評価

有効利用 お気軽にご連絡  
ご相談ください 地積規模の  
大きな宅地の評価

事業用収益物件 資産の組み替え 相続・事業承継  
コンサルティング

株式会社 日税不動産情報センター

〒163-1529 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階 TEL 03-3346-2220

三井住友信託銀行グループ  
三井住友トラスト不動産

- ★不動産売却の仲介  
「安全」な取引にかかせない調査をしっかりと行い、  
「安心」「誠実」な売却をお手伝い
- ★不動産購入のお手伝い  
土地・マンション・収益不動産などの不動産情報をご提供
- ★不動産の調査・価格査定  
豊富な売買事例データをもとに的確な価格査定  
居住用不動産のみならず事業用・収益用不動産の査定もお任せください

不動産価格査定報告書を無料でご提供

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 NMF竹橋ビル7階  
首都圏情報営業部 TEL:03-6870-3605



東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館  
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6  
東京税理士会館1階  
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

